

# 彙報

國民體力法被管理者ノ範圍限定ニ

關スル勅令 (昭和十六年三月十八日)

ルコトヲ得

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依リ昭和十六年四月一日ヨリ昭和十七年三月三十日ニ至ル迄ハ同法ノ被

管理者ヲ昭和十六年十一月三十日ニ於テ年齢十五年以上ノ男子タルモノニ限定ス

## 第七十六帝國議會に協賛を經たる人口

### 問題關係法律

第七十六帝國議會に於ける政府提出法律案八十七件

(全部兩院通過 内修正六件)の内特に人口問題關係の法律を掲ぐれば次の如くである。

住宅營團法  
貸家組合法

借地法中改正法律

借家法中改正法律

醫療保護法

國民勞務手帳法

勞動者年金保險法

健康保險法中改正法律

### 醫療保護法の公布

第七十六帝國議會の協賛を經たる醫療保護法は昭和十六年三月六日付官報を以て法律第三十六號として公布された。之を掲ぐれば以下の如くである。

醫療保護法 (昭和十六年三月五日)

第一條 政府ハ本法ニ依リ醫療保護事業ヲ管理ス

第二條 本法ニ於テ醫療保護事業ト稱スルハ貧困ノ爲生活困難ニシテ醫療又ハ助産ヲ受クルコト能ハザル者ニ對シ醫療券ヲ發行シテ醫療又ハ助産ヲ受ケシムル事業ヲ謂ヒ事業者ト稱スルハ醫療保護事業ヲ行フ者ヲ謂フ

第七十六年度に於ける國民體力法被管理者範圍の限定期に就いては昭和十六年三月十九日付官報を以て勅令第二百二十二號として左の如く決定された。

第三條 市町村及勅令ヲ以テ指定スル者ハ事業者トス

第九條 事業者醫療保護事業ヲ廢止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第五條 前二條ニ掲ゲル者ニ非ザル者事業者タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 事業者ハ醫療保護事業ヲ行フ爲診療所、產院其ノ他適當ナル施設(以下施設ト稱ス)ヲ經營スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ施設ノ經營ヲ命ズルコトヲ得但シ他ノ法令ニ依リ施設ノ經營ヲ命ズルコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 事業者ハ施設ニ於ケル醫療又ハ助産ニ關シ必要ナル附帶事業(以下附帶事業ト稱ス)ヲ行フコトヲ得

第八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ施設ヲ經營スル事業者ニ對シ附帶事業ヲ行フコトヲ命ズルコトヲ得附帶事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 事業者前項ノ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十條 前項ノ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日(決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十一條 第一項ノ規定ニ依ル命令及第二項ノ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム